



島根県報

令和3年6月11日（金）

第 216 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市 町 村 課) 2

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 2

土地改良区の定款変更の認可 (") 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

指定施業要件の変更予定保安林 (") 3

解除予定保安林 (") 4

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 4

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 5

【公 告】

令和3年度島根県立農林大学校の10月入学学生募集 (農 業 経 営 課) 6

公共測量の実施（4件） (技 術 管 理 課) 9

【特定調達公告】

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等 (道 路 維 持 課) 10

令和3年度路面清掃車の購入に係る一般競争入札の落札者等 (") 11

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理 (病 院 局) 12

業務に係る随意契約の相手方等

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援 (") 12

サービス業務に係る随意契約の相手方等

仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務に係る随意契約の相手方等 (") 13

島根県立浜田水産高等学校小型実習船「あわしま」建造工事に係る一般競争入札 (教 育 施 設 課) 13

の実施

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 15

【正 誤】

令和3年6月1日付け島根県報第213号中 (警 察 本 部) 16

公布された条例等のあらまし

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号・様式第7号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第82号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県住民基本台帳法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示

島根県告示第408号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
矢野 誠司	泌尿器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	令和3年5月31日
上村 篤史	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	令和3年5月31日
加藤 孝佳	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	令和3年5月31日
川口 達也	小児科	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	令和3年5月31日

島根県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

塚原 隆昭 飯石郡飯南町花栗514番地

2 就任年月日

令和3年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山碕 英樹 飯石郡飯南町小田253番地

島根県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、頓原土地改良区の定款変更を令和3年6月4日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第411号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市釜浦町字金山谷53-1、53-2、十六島町字西ノ奥川向252-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第412号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
川本町大字川下830-1・920-2・1037-1・1039-2・1047-1・1416-1・1426・3017-1・3224-1・3228-27・3229-7・3229-25・3256・3446-2・3698-1・3719-1・3733-1・3737から3740まで・3739-1・3741-2・3781・3783・3784（以上26筆について次の図の示す部分に限る。）、1028-1、1029-2、1029-3、3121-2、3269-5、3446-3
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第413号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町西谷981-14から981-16まで、981-18から981-21まで、同町奥田原2279-11から2279-13まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第414号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 江津市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 和江加入区（漁業協同組合 J F しまね）

- 3 西郷加入区（漁業協同組合 J F しまね）
 4 知夫村加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第415号

令和3年島根県告示第276号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ出雲店 島根県出雲市渡橋町911番3外
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	土砂等の運搬にあたっては、現場監督者等により過積載及び転落防止措置に十分注意するとともに運転者へ安全速度遵守の指示を徹底すること。	各種法令法規を遵守し、開発に伴う事故や違反を未然に防止する必要があるため。
2	店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。	平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要となる。 また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要な駐車スペースを適切な位置に確保する必要がある。
3	開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。	開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。
4	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。
5	駐車場から出る車両が国道9号副道（一方通行）を逆走しない対策を講じること。	駐車場出入口が国道9号副道（一方通行）に隣接しており、車両が道路に出る際に一方通行を逆走することが危惧されるため、標示や看板等による逆走防止対策を講じる必要がある。
6	開発区域内の重機等について、施錠を確実にし盗難防止に努めること。 また、休日、夜間に子ども等が開発区域内に立ち入らないようバリケード等の設置をすること。	営業（作業）時間外の監視の目がない状況では、盗難発生や子どもの蟻集場所として使用されることがあるため、施錠の徹底と区域内への立ち入り防止対策を講じる必要がある。
7	店舗立地場所は、騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定された指定地域内にあり、著しい騒音・振動が発生する施設を設置する場合は「特定施設設置届出書」を提出すること。	法令に基づく手続のため。

8	<p>早朝の荷さばき作業を行う場合の騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。</p> <p>また、搬入車両や来客車両走行音が近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>
9	<p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。</p> <p>早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。</p> <p>また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>
10	<p>敷地内に照明等を設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>
11	<p>店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造に配慮すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>
12	<p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。</p>	<p>周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。</p>
13	<p>店舗新設工事に伴う工事車両等の出入りの際に積載物の落下などにより、道路の汚損・破損のないよう注意喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立会を行うこと。</p>	<p>法令に基づく措置のため。</p>
14	<p>道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p>	<p>法令に基づく措置のため。</p>

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公**告**

令和3年度島根県立農林大学校の養成部門の10月入学学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号。以下「学則」という。）第8条第4項の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸山達也

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農

林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員

農業科短期養成コース若干名、林業科早期養成コース5人程度とする。

3 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興及び農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

イ 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

ウ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書(成績証明書の交付を受けることができない場合は、その旨の証明書)を提出するものとする。

エ 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

オ 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

4 地域推薦入学検定

(1) 出願資格及び要件

農業科にあつては次のア及びウの要件を、林業科にあつては次のイ及びウの要件を満たす者とする。

ア 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会
邑南町農業再生協議会
浜田市農業再生協議会
江津市農業再生協議会
益田市農業再生協議会
津和野町農業再生協議会
吉賀町農業再生協議会
島前地域農業再生協議会
隠岐の島町地域農業再生協議会

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者

ウ 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(ア) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(イ) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

イ 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

ウ (1)のウの(ア)に定める者にあつては、文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のウの(ア)に定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のウの(ア)に該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、その旨の証明書）を提出するものとする。

エ 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業体若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）

オ 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

カ 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

5 出願期間、入学検定、合格者の発表等

(1) 出願期間

令和3年8月18日（水）から令和3年9月8日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。

(2) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

令和3年9月15日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

(ア) 日時

令和3年9月22日（水）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

6 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの）を同封すること。

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林水産局若しくは最寄りの農林水産振興センターへ問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年5月26日から令和4年1月31日まで

3 作業地域

斐伊川流域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、基準点測量）

2 作業期間

令和3年6月1日から同年7月30日まで

3 作業地域

益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年5月28日から同年10月29日まで

3 作業地域

安来市広瀬町富田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年6月1日から同月30日まで

3 作業地域

雲南市掛合町入間

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) 除雪グレーダ（3.1m級）1台 雲南県土整備事務所
- (2) 除雪ドーザ（18t級、マルチプラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- (3) 除雪ドーザ（11t級、SAプラウ付）1台 県央県土整備事務所
- (4) 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級）1台 浜田県土整備事務所
- (5) 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級）1台 益田県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和3年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

1(1): コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

1(2): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(3): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(4): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(5): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

1(1): 23,650,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(2): 24,706,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(3): 13,750,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(4): 20,020,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(5): 20,020,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年4月9日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

(1) 路面清掃車（8 t級、ブラシ式）1台 松江県土整備事務所

(2) 路面清掃車（8 t級、ブラシ式）1台 浜田県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和3年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

1(1): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(2): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

1(1): 37,950,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(2): 37,950,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年4月9日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

134,873,827円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

90,030,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 役務の名称及び数量

仮想基盤・仮想デスクトップ基盤保守運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役 上田 健 広島県広島市南区比治山本町11番20号

5 随意契約に係る契約金額

61,490,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月11日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立浜田水産高等学校小型実習船「あわしま」建造工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書、建造仕様書、一般配置図及び仕様特記事項（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

島根県浜田市浜田港の島根県が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、平成31年から平成33年までの入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6601

FAX 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年6月11日（金）から同年7月21日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、FAXで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 令和3年7月21日（水）午前10時まで

（郵便入札にあつては、令和3年7月21日（水）午前9時30分必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和3年7月21日（水）午前10時

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に令和3年7月8日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(教育施設課)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Small training vessel, AWASHIMA , 1 Set

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. July 21, 2021

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 30 a.m. July 21, 2021)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6601

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和3年6月11日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,257
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 160,472
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- | | |
|----------|--------|
| 松江選挙区 | 55,743 |
| 浜田選挙区 | 14,867 |
| 出雲選挙区 | 47,328 |
| 益田選挙区 | 12,837 |
| 大田選挙区 | 9,610 |
| 安来選挙区 | 10,673 |
| 江津選挙区 | 6,519 |
| 雲南・飯石選挙区 | 11,947 |
| 仁多選挙区 | 3,542 |
| 邑智選挙区 | 5,179 |
| 鹿足選挙区 | 3,808 |
| 隠岐選挙区 | 5,561 |
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 160,472

正 誤

令和3年6月1日付け島根県報第213号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
26	上から6	公安委員会	公安委員会等